

目 次

津市規則

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令

津市告示

津市議会定例会の招集

議決を経た予算の公表

公示送達

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市単独公共下水道事業計画（棕本処理区）の変更

津市単独公共下水道事業計画（中央処理区）の変更

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市監査委員告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 17 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 5 号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 2 項中「次の各号の」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「それぞれ同表の右欄」に、「場外発売場を設ける日（競走の開催日を除く。）に係る A 指定席の入場者にあつては 1,000 円、B 指定席の入場者にあつては 500 円」を「市長が別に定める日にあつては、当該額の 2 分の 1 の額」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

指定席の区分	入場料の額
プレミアム指定席 ソファボックス （ 6 人までの 1 組につき ）	6 , 0 0 0 円
プレミアム指定席 たたみボックス （ 5 人までの 1 組につき ）	5 , 0 0 0 円
プレミアム指定席 ペアボックス （ 2 人 1 組につき ）	3 , 0 0 0 円
A 指定席（ 1 人につき ）	2 , 0 0 0 円
B 指定席（ 1 人につき ）	1 , 0 0 0 円

附 則

この規則は、平成 29 年 2 月 18 日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 2 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（建築物の定期報告）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項の表を次のように改め、同項を同条第 1 項とする。

建築物	報告の時期
政令第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物	平成 30 年を始期として、隔年の 6 月 1 日から 9 月 30 日まで
政令第 16 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる建築物	平成 29 年を始期として、隔年の 6 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 9 条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「、配置図及び各階平面図」を「その他市長が必要と認めて指示した図書」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条に次の 1 項を加える。

4 建築物に係る省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の特定行政庁が定める期間は、同条第 2 項第 7 号の書類の受付の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間とする。

第 10 条の見出しを「（建築設備等の定期報告）」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項の表を次のように改め、同項を同条第 1 項とする。

建築設備等	報告の時期
政令第 16 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機	毎年当該昇降機の設置者が法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項（これらの規定を法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に応ずる月の前月の初日から末日まで
政令第 16 条第 3 項第 2 号に	毎年 6 月 1 日から 11 月 30 日まで

掲げる防火設備	
---------	--

第 10 条第 4 項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 3 建築設備等に係る省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の特定行政庁が定める期間は、同条第 2 項第 8 号の書類の受付の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間とする。

第 10 条第 5 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（工作物の定期報告）

第 10 条の 2 省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の特定行政庁が定める時期は、毎年当該工作物の築造主が法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項（これらの規定を法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の前月の初日から末日までとする。

- 2 省令第 6 条の 2 の 2 第 3 項の報告書は、当該報告の日前 3 月以内に検査し、作成したものでなければならない。

- 3 工作物に係る省令第 6 条の 3 第 5 項第 2 号の特定行政庁が定める期間は、同条第 2 項第 9 号の書類の受付の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間とする。

第 2 号様式の 3 中「建築主事 様」を「（宛先）建築主事」に改める。

第 3 号様式から第 8 号様式まで及び第 9 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年国土交通省令第 10 号）附則第 2 条第 4 項の規定により読み替えられた建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条第 1 項の特定行政庁が定める時期は、この規則の施行の日から平成 31 年 5 月 31 日までとする。

- 3 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 16 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機（小荷物専用昇降機に限る。）であって、平成 28 年 6 月 1 日において現に存するものの建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定の適用については、改正後の第 10 条第 1 項の表中「当該昇降機の設置者が法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項（これらの規定を法

第 8 7 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の前月」とあるのは、「津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則（平成 2 9 年津市規則第 6 号）の施行の日以後最初に行った法第 1 2 条第 3 項の規定による報告の日の属する月に相当する月」とする。

津市訓令第 2 号

庁中一般

出先機関

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市自動車管理規程の一部を改正する訓令

津市自動車管理規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 1 号様式）」の次に「及び自動車燃料補給記録簿（第 2 号様式）」を加える。

第 7 条第 1 項中「第 2 号様式」を「第 3 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 3 号様式」を「第 4 号様式」に改める。

第 1 0 条中「第 4 号様式」を「第 5 号様式」に改める。

第 1 8 条中「（第 2 号様式）」を削る。

第 4 号様式を第 5 号様式とし、第 3 号様式を第 4 号様式とし、第 2 号様式を第 3 号様式とし、第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

自動車燃料補給記録簿

車 名

登録番号

[illegible]

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 3 月 1 日から施行する。

津市告示第 17 号

平成 29 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 29 年 2 月 27 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 29 年 2 月 8 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 8 年度津市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 8 年度津市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

平成 2 9 年 2 月 8 日提出

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
高齢者外出支援用ICカード作製業務委託	平成 2 9 年度	28,296

津市告示第 19 号

下記の者の差押調書（謄本）等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 29 年 2 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	配当計算書（謄本）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	平成 27 年度固定資産 税都市計画税督促状第 3 期及び第 4 期、平成 28 年度固定資産税都 市計画税督促状第 2 期 及び第 3 期、差押解除 通知書、納期限変更告 知書、差押調書（謄本）
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 9 年 2 月 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 8 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 9 年 2 月 9 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 2 1 号

下記の者の平成 2 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
○ ○	○ ○ ○ ○ ○

津市上下水道事業告示第 5 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
乾設備	松阪市大黒田町 1 4 6 1 番地 レジデンス善 1 0 8	平成 2 9 年 2 月 1 5 日から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

津市上下水道事業告示第 6 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、津市単独公共下水道（棕本処理区）事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 29 年 2 月 22 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（棕本処理区）

2 拡大区域（予定）

津市芸濃町棕本の一部

3 事業の期間

平成 13 年 10 月 5 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課

5 縦覧期間

平成 29 年 2 月 22 日（水）から平成 29 年 3 月 7 日（火）まで

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土日祝日を除く。）

津市上下水道事業告示第 7 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、津市単独公共下水道（中央処理区）事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 29 年 2 月 22 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

- 1 下水道事業の種類及び名称
津市単独公共下水道（中央処理区）
- 2 事業の期間
昭和 43 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
- 3 縦覧場所
津市殿村 5 番地
津市下水道局下水道建設課
- 4 縦覧期間
平成 29 年 2 月 22 日（水）から平成 29 年 3 月 7 日（火）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土日祝日を除く。）

津市上下水道事業告示第 8 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社芦富	津市美里町五百野 1 6 5 1 番 地 9	平成 2 9 年 2 月 8 日

津市上下水道事業告示第 9 号

津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号）第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 29 年 2 月 27 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社タカオ 設備	桑名市多度町多度 8 5 3 番地	平成 29 年 2 月 8 日

津市上下水道事業告示第 1 0 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
ゆう住宅設備	四日市市川島町 6 2 0 0 番地 1 4 6	平成 2 9 年 2 月 1 6 日

津市上下水道事業告示第 1 1 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社豊富建設	津市白山町川口 7 3 6 8 番地	平成 2 9 年 2 月 2 0 日

津市教育委員会告示第 2 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日

津市教育委員会

委員長 庄 山 昭 子

1 招集の日時

平成 2 9 年 2 月 2 1 日（火） 午前 1 0 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階 教育長室

3 会議の事件

教育委員会委員長の選任について

津市教育委員会告示第 3 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 29 年 2 月 20 日

津市教育委員会

委員長 庄 山 昭 子

1 招集の日時

平成 29 年 2 月 21 日（火） 午後 2 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階 教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 平成 28 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）＜教委所管分＞について
- (2) 平成 29 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
- (3) 平成 29 年度教育方針について
- (4) 津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定に係る意見について

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 27 日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 田 中 千 福

第 1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、産業・スポーツセンター推進室、国体・障害者スポーツ大会準備室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室）
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）

- (10) 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- (11) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- (12) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 上下水道事業管理室
- (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
- (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
- (25) 消防本部（消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (26) 会計管理室
- (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館）
- (29) 選挙管理委員会事務局
- (30) 監査事務局
- (31) 農業委員会事務局

2 市立保育所

- (1) 雲出保育園

- (2) 白山保育園
- 3 市立学校・市立幼稚園
 - (1) 市立小学校
 - ア 育生小学校
 - イ 神戸小学校
 - ウ 一身田小学校
 - エ 片田小学校
 - (2) 市立中学校
 - ア 橋北中学校
 - イ 西橋内中学校
 - ウ 南郊中学校
 - エ 西郊中学校
 - オ 一身田中学校
 - カ 豊里中学校
 - キ 南が丘中学校
 - (3) 市立幼稚園
 - 育生幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成28年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成27年度以前のものを対象に含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の青山昇武がその合議に関与したものであるが、平成29年2月9日付けで退任し、同月10日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の田中千福が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成28年9月16日から平成29年2月7日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 安濃総合支所（地域振興課）

安濃交流会館は、住民の健康増進、福祉の向上等を目的に設置された施設であり、農産物加工施設、温浴施設等から構成されている。このうち、同会館の中核施設である温浴施設は、PR活動など利用促進に努め、1日平均150人程度の利用者があるものの、安濃総合支所地域振興課作成資料によると、同会館の収支状況については、毎年約900万円の赤字が続いており、平成27年度の実質的な単年度収支も約932万円の赤字が生じている。

このため、温浴施設については、経年劣化による修繕費の増加も予想されることなどから、今後の財政負担の状況も踏まえ、更なる経費の削減に取り組むとともに、一層の利用促進を図り、歳入確保に努めるなど、受益者負担の観点にも立ち、収支の改善に努められたい。

2 美杉総合支所（地域振興課）

平成28年8月に開催された「みすぎ夏まつり」において、開催会場（美杉中学校グラウンド）における電気容量の不足により一時的に停電

が発生した。また、浄化槽のトラブルにより、同会場にあるクラブハウスのトイレが使用できなくなり、その復旧には費用と時間を要することとなった。「みすぎ夏まつり」については、補助金交付団体であるみすぎ夏まつり実行委員会により運営が行われており、また、同委員会の事務局は美杉総合支所地域振興課に置かれていることから、同委員会と同課との連携を強化し、来場者に不便をかけないとともに、会場の管理不足による予定外の支出が発生させないためにも、イベント時における適正なリスク管理を行い、当該事業の円滑な運営に努められたい。

3 教育委員会事務局（芸濃教育事務所）

業務委託契約の契約書において、津市公印規則に規定されている使用範囲に該当しない公印が使用されているものが見受けられたことから、津市公印規則に基づき、適正に事務処理されたい。

第7 監査意見

久居総合支所における日本赤十字社の募金等の着服、レークサイド君ヶ野における釣銭の着服及び給油伝票の不正使用が発生したことは、市政に対する市民の信頼を著しく損なわせたものであり、極めて遺憾である。市はこれらの不祥事を受けて、再発防止に向け、現金の取扱いに関する事務処理等の見直しや、給油伝票の適正な管理運用の徹底を行ったところであるが、より一層厳格な事務処理を行うよう、意見するものである。

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 27 日

津市監査委員 高 松 和 也

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 田 中 千 福

第 1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成 28 年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成 27 年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第 2 監査の期間

監査の期間は、平成 28 年 12 月 9 日から平成 29 年 2 月 7 日までである。

第 3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の青山昇武がその合議に関与したものであるが、平成 29 年 2 月 9 日付けで退任し、同月 10 日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の田中千福が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第 4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。